

国際日本文化研究センター情報管理施設資料収集基準

〔 令和4(2022)年 1月20日 制 定 〕
〔 令和4(2022)年12月22日 最終改正 〕

- 1 「国際日本文化研究センター情報管理施設資料収集規則」第2条に規定された国際日本文化研究センター情報管理施設の資料収集の基準を以下のとおり定める。
 - (1) 「外書」

国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）では、以下の資料を「外書」と定義し、センターの特色あるコレクションとして網羅的に収集する。

 - ・ 日本語以外の言語で書かれた日本研究図書、雑誌
 - ・ 日本語に翻訳された日本研究に関する図書
 - ・ 外国語に翻訳された日本図書
 - ・ 特別外書：外国人（主に西洋人）が見た中国、韓国見聞記など
 - (2) 日本研究に関する「基本図書」

参考図書、日本文化に関する概説書、学術専門書など、情報管理施設利用者の調査研究及びセンターの事業遂行に応えることのできる基本的な図書を収集する。
 - (3) センターにおける研究活動に関する資料
センターにおける共同研究やプロジェクト等、その研究活動のために必要であり、また、将来的にも日本研究のために広く活用し得る資料について収集する。
 - (4) センター所員等著作物
センターに所属する専任教員の著作物を網羅的に収集する。また、専任教員以外の所員及び総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻国際日本研究コースに所属する者の著作物も、できる限り収集する。
 - (5) センターにおける研究活動の成果物
センターの刊行物及びセンターにおける研究活動の成果物は網羅的に収集する。
 - (6) その他、前号に掲げるもの以外で、「国際日本文化研究センター情報管理施設資料収集規則」の目的に相応しい資料を収集する。
- 2 各号の詳細な収集分野については、研究資料委員会の審議により別に定め、毎年度内容の見直しを行うものとする。

附則

この基準は、令和4(2022)年1月20日から施行する。

附則

この基準は、令和 5 (2023)年 4 月 1 日から施行する。